

第 11 次延岡市交通安全計画(案)に関する意見募集に対する市の回答

	意見	回答
1	<p>(歩道整備)</p> <p>街路樹・花壇等が歩道幅減少を招いている。不要物で安全通行を妨害している。根の発達によりアスファルトが亀裂隆起している。転倒・怪我の元である。亀裂から雨水が流入し地下固着物質が液状化し、陥没する。災害時、倒壊し道路を塞ぐ。</p>	<p>ご意見のとおり、歩道整備を始めとする道路交通環境の整備は、交通事故の防止や交通の円滑化を図る上で重要であると考えております。安全な道路環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見を反映させ、関係機関と連携しながら、道路交通環境を改善してまいります。</p>
2	<p>(歩道幅拡幅)</p> <p>歩道幅を拡幅し、ベビーカー、歩行者、若年性自転車、高齢者、障がい者等の安全通行を基本とする。</p>	<p>生活道路において、高齢者、障がい者、子供を含む歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保することが、交通事故の減少に繋がると考えます。道路事情に応じて、関係機関と連携しながら、車線や歩道の幅員の見直し、歩行者、自転車及び自動車の走行空間を適切に分離する等、安全で快適な道路環境の整備に努めてまいります。</p>
3	<p>(常時、路面標示等の整備)</p> <p>路面標示が消滅している箇所が多い。中央線、横断歩道線等は、交通安全活動に重要である。</p>	<p>ご意見のとおり、道路区画線や横断歩道等の整備は、交通事故防止の観点から極めて重要であると考えます。特に横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由により、その効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行うように警察と連携してまいります。また、市道の中央線等については、今後予算を増加する等により対応を強化してまいります。</p>

4	<p>(被服等全製品明朗色化)</p> <p>ベビーカー・車椅子・学生服・自動車等の無彩色・濃暗色製品をなくす。視認性が悪く、事故の原因である。</p>	<p>薄暮時や夜間の時間帯は、暗い色の服装等を避け、視認性の高い服装を心掛けることで、通行中のドライバーからの視認性が向上し、交通事故防止に繋がると考えます。視認性の高い服装の着用に加え、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の推奨など、事故防止に期待ができる反射材用品等の普及を図るため、積極的な広報啓発を推進してまいります。</p>
5	<p>(自転車の安全利用)</p> <p>自転車利用者は、照明器具を有効活用し、走行させるように周知する。追い越し・追い抜きの際は警笛を使用し、歩行者等との接触衝突を避ける。</p>	<p>自転車の利用者、特に自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対し、自転車の安全な利用等について重点的に交通安全教育を実施するとともに「自転車安全利用五則」の活用などにより、自転車の灯火点灯の徹底等、自転車利用のルール周知やマナー向上に努めてまいります。</p>
6	<p>(自動車教習所の履修科目)</p> <p>自動車教習所の科目に、交通事故車以外の廃車を利用し、防護服等を着用しガラスを割る、変形したドアを開ける、その中から脱出・救出する、消火器を使う等の実技を取り入れる。</p>	<p>自動車教習所の科目に事故車両からの脱出や救出の実技を取り入れることは、訓練受講者の安全の確保や、安全に実施できる設備等の課題の観点からも困難であると考えられます。本市としましては、消防機関等が行う講習会や救護訓練の実施、消防機関と医療機関等の連携により救助・救急体制の充実を図ってまいります。</p>
7	<p>(救命・応急措置用具の常備義務)</p> <p>360CC以上の全自動車に救命・応急措置用具の常備義務化をする。</p>	<p>一定基準以上の全自動車を対象とする救命・応急用具の常備義務化につきましては、法的整備が必要になると考えられます。本市としましては、交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処し、救助活動を円滑に実施するため、救助体制の整備や拡充を図ってまいります。</p>

<p>8</p>	<p>(共同危険行為)</p> <p>共同危険行為により、事故後、障がい者となる者が多い。本人及び助長する自動車販売関連業界・違法改造部品製造販売業者の責任である。</p>	<p>不正改造を防止するため、必要に応じて関係機関から自動車使用者に啓発を行っていただくとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより不正改造車両をはじめとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進するよう、関係機関に働きかけてまいります。また、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高めていくよう、関係機関に働きかけてまいります。</p>
<p>9</p>	<p>(照明器具使用基準)</p> <p>ヘッドライトは基本常時点灯が望ましい。夕方から夜間までとは限らず、雨天・曇り時・暗い場所でも照明器具灯火により、他の道路利用者に対し車両の接近を周知する。20年前よりも歩行者の視線が携帯電話の文字使用等で、周囲に気配りせず歩行している。事故を招く。視覚障がい者・盲導犬等に対しても車両の接近に気付いていただく。</p>	<p>季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、電光掲示板、街頭活動等を通じて、自動車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を促すなど広報啓発等をするよう県警察等に働きかけてまいります。</p>
<p>10</p>	<p>(自動車利用所有者の意識改革)</p> <p>車両の選出・購入・使用する権利は自由。しかし、その車両が自分の使用目的範囲内で数年後の自身が安易に乗降可能・視界良好・操縦しやすいか、十分検討する。先の身体状況を推察し、全生活環境に合致した車両を持ち続け可能な限り使用することも重要である。</p>	<p>所有する車両の選定は個人の自由ではありますが、高齢者においては将来的な自身の体調や運転能力を予想し、衝突被害軽減ブレーキを始めとした先端技術活用することも、交通事故の減少に有効であると考えられます。現在、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるため、高齢者に対しては、免許返納や制限運転の推奨に加え、先端技術の活用による高齢者の安全確保のため、安全運転サポート車(サポカー)補助金制度等の広報により、先進安全自動車の普及促進に努めてまいります。</p>